

(第一類 第六号)

第九十四回国会 衆議院 文教委員会 議録 第四号

(三三三)

昭和五十六年三月十八日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 三ツ林弥太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 三塚 博君

理事 嶋崎 謙君

理事 有島 重武君

理事 白井日出男君

理事 狩野 明男君

理事 高村 正彦君

理事 船田 元君

理事 木島喜兵衛君

理事 長谷川正三君

理事 鍛冶 清君

理事 山原健二郎君

出席政府委員

文部 大臣 田中 龍夫君

文部 政務次官 石橋 一弥君

文部 大臣官房長 鈴木 勲君

文部 省大学局長 宮地 貫一君

文部 省学術國際局長 松浦泰次郎君

文部 省体育局長 柳川 覺治君

文化 庁長官 佐野文一郎君

委員外の出席者

文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

委員の異動

三月三日

辞任

鍛冶 清君

同日

補欠選任

坂井 弘一君

第一類第六号

文教委員会議録第四号

昭和五十六年三月十八日

辞任

坂井 弘一君

同日

補欠選任

鍛冶 清君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

鍛冶 清君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

補欠選任

石原健太郎君

同日

補欠選任

小杉 隆君

同日

同(中村茂君紹介)(第一三二五号)

同(羽田孜君紹介)(第一三二六号)

同(宮下創平君紹介)(第一三二七号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一三二八号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一三二九号)

同(小川平二君紹介)(第一三三〇号)

同(小沢貞孝君紹介)(第一三三一号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第一三三二号)

同(串原義直君紹介)(第一三三三号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一三三四号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一三三五号)

同(清水勇君紹介)(第一三三六号)

同(下平正一君紹介)(第一三三七号)

同(中村茂君紹介)(第一三三八号)

同(羽田孜君紹介)(第一三三九号)

同(宮下創平君紹介)(第一三四〇号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一三四一号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一三四二号)

同(小川平二君紹介)(第一三四三号)

同(小沢貞孝君紹介)(第一三四四号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第一三四五号)

同(串原義直君紹介)(第一三四六号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一三四七号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一三四八号)

同(清水勇君紹介)(第一三四九号)

同(下平正一君紹介)(第一三五一号)

同(中村茂君紹介)(第一三五二号)

同(羽田孜君紹介)(第一三五三号)

同(宮下創平君紹介)(第一三五四号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一三五五号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一三五六号)

同(小川平二君紹介)(第一三五七号)

同(小沢貞孝君紹介)(第一三五八号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第一三五九号)

同(串原義直君紹介)(第一三六〇号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一三六一号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一三六二号)

同(清水勇君紹介)(第一三六三号)

同(下平正一君紹介)(第一三六四号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四六七号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四六八号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四六九号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七〇号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七一号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七二号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七三号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七四号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七五号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七六号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七七号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七八号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四七九号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八〇号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八一号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八二号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八三号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八四号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八五号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八六号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八七号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八八号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四八九号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九〇号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九一号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九二号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九三号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九四号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九五号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九六号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九七号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九八号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一四九九号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一五〇〇号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一五〇一号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一五〇二号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一五〇三号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一五〇四号)

同外二件(難尾弘吉君紹介)(第一五〇五号)

る請願(橋崎弥之助君紹介)(第一五〇三号)

同(山崎拓君紹介)(第一五〇四号)

幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する請願

(伊藤公介君紹介)(第一五二二号)

大学の格差是正、充実発展等に関する請願(栗田翠君紹介)(第一五五八号)

私学に対する公費助成の増額等に関する請願

(森喜朗君紹介)(第一五六一号)

同月十一日

大学の学費値上げ抑制等に関する請願(栗田翠君紹介)(第一六九一号)

私学の学費値上げ抑制等に関する請願(辻英雄君紹介)(第一六九二号)

養護教諭全校必置及び国立養成機関設置に関する請願(鈴木強君紹介)(第一六九三号)

同(高沢寅男君紹介)(第一六九五号)

同(渡部行雄君紹介)(第一七五七号)

国立中小企業大学の創設に関する請願(林百郎君紹介)(第一六九八号)

近世史料等の収蔵、公開のため文書館法の制定

に関する請願(林百郎君紹介)(第一六九九号)

小学校学習指導要領における森林・林業教育復活に関する請願(林百郎君紹介)(第一七〇〇号)

私学に対する公費助成の増額、制度確立に関する請願(辻英雄君紹介)(第一七二四号)

幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する請願

(菅直人君紹介)(第一七五八号)

大学の格差是正及び充実発展等に関する請願

(鍛冶清君紹介)(第一七五九号)

同月十二日

養護教諭全校必置及び国立養成機関設置に関する請願外二件(馬場昇君紹介)(第一八六三号)

同外二件(村山喜一君紹介)(第一八六四号)

同外二件(山口鶴男君紹介)(第一八六五号)

同(山田睦目君紹介)(第一八六六号)

同(山花貞夫君紹介)(第一八六七号)

同外二件(湯山勇君紹介)(第一八六八号)

私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減等に関する請願(井上二成君紹介)(第一九七一号)

私学の学費値上げ抑制等に関する請願(浦井洋君紹介)(第一九七二号)

同(小沢和秋君紹介)(第一九七三三三)

同(城地豊司君紹介)(第一九七四四四)

同(森井忠良君紹介)(第一九七五五五)

同外九件(斎藤美君紹介)(第二〇六〇六〇)

養護教諭全校必置及び国立養成機関設置に関する請願(阿部未喜男君紹介)(第一九七六六六)

同(山本政弘君紹介)(第一九七七七七)

大学の格差是正及び充実発展等に関する請願

(木島喜兵衛君紹介)(第二〇三三三三)

同(嶋崎謙君紹介)(第二〇三九九九)

高校新增設に対する国庫補助増額等に関する請願(草野威君紹介)(第二〇六一一一)

は本委員会に付託された。

二月二十六日

養護教諭全校必置及び国立養成機関設置に関する請願(第四七三三三)は「川口大助君紹介」を田邊誠君外一名紹介に訂正された。

三月四日

私学の学費値上げ抑制等に関する陳情書(東京都千代田区一ツ橋二の六の二日本教職員組合中央執行委員長横枝元文)(第七七八号)

第五学級編制及び教職員定数改善計画の期間短縮等に関する陳情書外六件(三重県安芸郡芸濃町議会議長松本増一外六名)(第七九七九)

同七件(上野市議會議長新居遠一外七名)(第一三三三三)

名古屋工業大学大学院総合工学研究科博士課程設置に関する陳情書(愛知県議會議長竹下喜兵衛)(第一三三〇〇)

私学助成の拡充に関する陳情書(福岡県議會議長吉村範真)(第一三一一一)

公立学校危険建物耐力度点数千点引き上げ緩和措置の継続に関する陳情書(北海道議會議長西尾六七)(第一三三三三)

義務教育教科書無償制度の存続に関する陳情書

外十件(愛媛県北宇和郡三間町議會議長藤田勲外十名)(第一三四四四)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

〇三ツ林委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中文字部大臣。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〇田中(龍)國務大臣 このたび政府から提出しました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和五十六年度における国立大学の新設、学部及び大学院の設置、短期大学部の併設、宇宙科学研究所、国立歴史民俗博物館及び岡崎国立共同研究機構の新設等について規定しているものであります。

まず第一は、鳴門教育大学及び鹿児島体育大学の新設についてであります。

鳴門教育大学は、すでに設置を見ている上越、兵庫の二教育大学と同様、教員の資質能力の向上という社会的要請に対処するため、主として教員の研究、研さんの機会を確保することを趣旨とす

る大学院と初等教育教員を養成する学部とを有し、全体として大学院に重点を置く大学として設置し、学校教育に関する実践的な教育研究を推進しようとするものであります。

また、鹿児島体育大学は、近年における国民の体育・スポーツ、レクリエーション活動に対する関心の高まりに対応して、これらの分野における実践的な指導者の養成を図るため、特に社会体育の分野に主眼を置きつつ教育研究を推進しようとするものであります。

なお、両大学とも本年十月に開学し、学生の入学は、鳴門教育大学にあっては、大学院は昭和五十九年度から、学部は昭和六十一年度から、鹿児島体育大学にあっては、昭和五十九年度からとするものであります。

第二は、学部の設置についてであります。

これは、千葉大学に同大学の人文文学部を改組して文学部及び法経学部、香川大学に法学部を、それぞれ設置し、これら地方における国立大学の教育研究体制の整備を図るものであります。

第三は、大学院の設置についてであります。

これまで大学院を置いていなかった滋賀医科大学に医学の博士課程の大学院を設置し、同大学における教育研究の水準を高めるとともに、研究能力のある人材の養成に資することとするものであります。

また、鳴門教育大学は、前述のように、大学院に重点を置く大学として新設するものでありますので、大学院を設置することとしております。

第四は、短期大学部の併設についてであります。

これは、神戸大学に医療技術短期大学部を新たに併設し、医学の進歩と医療技術の高度化、専門化に即応して、看護婦等の養成及び資質の向上に資することとするものであり、本年十月に開学し、昭和五十七年度から学生を入学させることとしております。

第五は、宇宙科学研究所の新設についてであります。

従来東京大学に付置されていた宇宙航空研究所

に思ったわけなんです、創設準備室あるいはその調査グループの中で一体どういうふうな話し合いが行われて、その二つの大学の調整がついていくのかということについてお尋ねをいたします。

○宮地政府委員 御指摘の徳島大学教育学部との関係の問題でございますが、それらの調整を図る必要があるというところは、関係者におきましても十分に意識をしておいた点でございます。また、実態的に申し上げますと、上越、兵庫の教育学部の創設準備調査ということ、この鳴門もほぼ同時期から創設準備が進んできたわけでございますが、実際の問題点としては、御指摘の徳島大学教育学部との調整問題についていろいろと今日まで時間を要したということが、この鳴門教育学部についての御提案が五十六年度の予算でお願いをすることになった主たる理由と申します。そういうことも言えるわけでござい

ます。そこで、現在までの経過でございますけれども、調整といたしましては、徳島大学教育学部の方では、昨年五月に徳島大学教育学部を新しい学部で発展的に改組をするという方針を明らかにいたしました。ただいまその具体的内容について引き続き検討が進められているというのが現状でございます。

そういうことを受けまして、私どもとしても、御提案申し上げております昭和五十六年度予算案におきまして、徳島大学からの要求に基づきまして、徳島大学教育学部のための学部等改革調査費も計上している次第でございます。それらの検討を通じてその間の調整を図るというように考えております。

○船田委員 いまの御答弁ですと、来年度から調査のための費用もつくということで、いずれにしても早くお互いの調整をして、なるべくごたごたを残さないような納得のいく形で五十九年度からですか、スタートしてもらいたい、このように考えているわけですか。

次に、先発の教育大学として兵庫教育大学、こ

れは昭和五十五年度に学生の受け入れをした、それから上越教育大学、これは五十六年度、今度の四月から学生の受け入れをする、そして今回の鳴門教育大学、これで三つの新しい構想の教育大学ができるわけでございます。これは私が言うまでもなく、昭和四十七年七月に教育職員養成審議会の建議がございまして、それから五十三年六月で、このときには中教審の答申で「教員の資質能力の向上について」というのがございまして、それに従ったいわゆる現職教員の研修のための新しい構想大学ということになるわけです。

そうしますと、兵庫教育大学とか上越教育大学にも現職の教員がかなり入っている。先ほどの御答弁の中にも、幾らかそのニュアンスが出ておりましたけれども、もう一度具体的に、その数はどのくらいなのか、現状についてお知らせ願いたいと思います。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。

兵庫教育大学でございますが、昭和五十五年度から大学院の学生を受け入れております。なお、昭和五十七年度から学部学生も受け入れる計画になっておるわけでございますが、諸般の準備を順次進めておるわけでございまして、大学院について申し上げますと、昨年四月に、初等中等教育における三年以上の教職経験を有する現職教員が百三十二名でございまして、それを含めまして全体で百四十六人の学生を受け入れております。そういうことで、具体的な本格的な教育研究活動が現に動き出しているわけでございます。また、第二年度の昭和五十六年度の入学につきましても、実は昨年八月に、すでに選抜試験を実施いたしておるわけでございまして、現職教員百七十三名を含みます全体として百九十五人の合格者の決定を見ているというのが現状でございます。

なお、上越教育大学でございますが、こちらは昭和五十六年度から学部学生を受け入れることになっておりますし、また大学院学生は昭和五十八年度からということになっておるわけでござい

ます。本年四月からの学部学生の受け入れに備えま

して十分施設設備の整備等、諸準備を進めておるわけでございます。

なお、この学部学生の入学選抜というものが、去る一月末に推薦による入学者の選抜試験を行いました。今月の初め、三月四日から六日まででございますが、共通一次試験に基づきます第二次試験による入学者の選抜試験が行われまして、去る三月十六日に二百十名の合格者の発表を見ておるわけでございまして、上越教育大学の場合で申しますと、志願者の倍率が七・一倍ということになります。一般の教育学部の倍率が五十六年度は二・九倍ということに比べますと、上越教育大学の場合も応募者としては非常に多くの学生が応募しているということが申せるかと思えます。

○船田委員 実は、ここにそれに関する建議を持つてきたのですが、その第四として「教育の研修の改善充実について」、その中で数字の二番目の「現職教員の研修を目的とする新構想の大学院の創設」の中で「この大学院は、地域的な適正配置を考慮してたとえばブロックごとに設置することとし」、こういうふうにして述べられているわけなんです。この各ブロックごとにこれから新構想の教育大学をつくってこれというように要請がここにあったわけですが、実際にこの新構想の教育大学というのはこれから各ブロックにつくる予定があるのかないのか、もしつくりたいのだとしたら、たとえば現在ある各地方の教育大学のところ、あるいはまたその教育学部の大学院に現職の教員を優先的に入れさせる、そういう代替案も考えていなければならぬと思うのですけれども、実際にそのようなことは行っているのか、あるいはまたこれから行おうとしているのか、お尋ねをしたいと思えます。

○宮地政府委員 先生御指摘の昭和四十七年七月の教育職員養成審議会の建議におきましては、御指摘のように現職教員のための大学院を「たとえばブロックごとに設置すること」ということについて御提案をいただいているという経緯があることは、私も十分承知をいたしているところでござ

います。しかしながら上越、兵庫両教育大学の創設と相前後いたしました、既設の教育養成大学学部についても大学院の設置について積極的に取り組むということも出てまいったわけでございまして、具体的に申し上げますと、本年までにすでに六大学に大学院を設置することも進めてきておるわけでございまして。さらに五十六年度におきましても、引き続き二大学に設置を予定しているというところもござい

ます。文部省といたしましては、この新しい教育大学と既設の教員養成大学学部と両者相まちまして高度な教員養成の実を上げていくことが必要であるうかと考えております。したがって、新教育大学につきましては、私どもとしては、当面三大学にとどめまして、それらが所期の目的に沿うよう充実していくように努力をしてみたい、あわせて既設の教員養成大学学部におきま大学院構想の検討状況などに応じまして、順次そういう整備を進めてまいりたいと考えておるところでござい

ます。○船田委員 同じようにして昭和四十七年の建議の中では、現職の教員で研修を大学院で受ける場合に「在学中の身分、給与の保障措置を講ずる」ということがござい

ます。これはもちろん研修を受ける教員そのものの身分あるいはその給与の保障ということであって、これは多分きちんと措置されているのじゃないかと思えますけれども、一方、研修をする教員が実際にそれまで教壇に立っていた学校では、その教員のかわりになるいわゆる研修代替の教員というのが必要なのでございまして、その研修代替の教員というのは一体どれくらい確保されているのだろうか。それからもう一つ、同様に建議の中では「卒業者には上級免許状を授与するとともに、その処遇についても特別の措置を講ずることを検討する必要がある」と、すなわち研修をしていない先生とこ

ういう新しい教育大学あるいは大学院で研修をした先生との間に何かの差をつけていかなければいけないのではないかと、いうようなことも提案

をしていられるわけですが、それに対する文部省の対応というのは一体どうなっているのでしょうか。

○宮地政府委員 研修代替教員の措置についてのお尋ねでございますが、公立の義務教育諸学校の教員が鳴門教育大学大学院に研修のため派遣されます場合には、兵庫教育大学の場合と同様に研修代替定数を措置する予定にいたしております。もちろん、これは上越教育大学の大学院の場合も同様な扱いで考えるわけでございまして、先ほど御説明しましたように、上越教育大学では、昭和五十八年度から大学院で学生を受け入れることになるわけでございまして、その時期には同様の措置をするというところで考えております。

なお、第五次の教職員定数等改善計画、これは文教委員会等でも御審議をいただいたものでございまして、五十五年度から六十六年度の間にございます改善計画の中で、研修代替定数の増としては二千四百六十人を見込んでおるところでございします。

なお、兵庫、上越、鳴門の三教育大学の大学院の現職教員の受け入れは、入学定員のはば三分の二ということで先ほど申し上げたわけでございしますが、五十五年度から六十三年度までの間では千二百人を超える見込みということでございします。

それから、お尋ねの第二点の終了後の処遇の問題についてでございますが、これは一般に大学院を終了した教員の免許状や給与の改善というものについてどう考えていくかという全体の議論としては、今後の検討課題として私どもも取り組まなければならぬ課題と考えております。しかしながら、鳴門教育大学を含めまして、この新教育大学の大学院の終了者のみにつきまして特別の措置を講ずるということは考えていないところでございします。

○船田委員 これまでの質問は、いわゆる現職教員の研修ということについてでございましたが、今度はちょっと立場を変えまして、新しく教員を養成する課程について、自民党におきましては、

最近文教部会の中に五つの小委員会をつくりました。たとえば教育の正常化を図ったり本場の意味での国民教育を実現するために五つの小委員会に分けていろいろ議論を始めたことは、皆さんもよく御承知のことだと思います。

その一つに、教員問題小委員会というのがございしますけれども、現在の教員養成制度のあり方、それから免許を付与するときの制度のあり方、さらには各都道府県の教育委員会が行う採用試験、そういったものについても、これからどんどん調査を行って、問題点があれば、それをどんどん提起して、そして必要に応じて意見を発表していくというところになっていくわけですね。

特に第一回目の会合で問題になったことは、教員養成における教育実習というのが、現在の段階では大変不十分である、ですから、新任の教員が初めて学校の教壇に立ったときに立ち往生してしまうというようなことがしばしばある。あるいはまた免許取得者の数に比べて実際に教職に就職する者の数が非常に少ない。たとえば昭和五十五年三月卒業の大学、短期大学、大学院の学生、これは全部合わせますと五十三万四千二百人になる、その中で免許状を取った者が十七万四千五百人、卒業生三人に対して一人が少なくとも何がしかの免許状を持っている、こういう現状でありますし、さらには、その五十五年三月に卒業した者の中で実際に教職についた者が四万二千人、すなわち免許状取得者四人に対してわずか一人しか実際に教職についていないという現状であるわけですね。

こういった現状を生み出したのは一体何か。それは免許状を与える基準がいまのところ非常に甘過ぎるのだ、あるいはまた教員免許を受けるときの学生の心構えというのはいかがでしょうか、教員免許でも取っておこうかというような甘い考え方がその数字になってあらわれてきている、こういう議論が出たわけですね。

もちろん、これらの問題については、すでに五十三年九月の教育職員養成審議会教育実習に関する専門委員会の報告の中にも挙げられていたわけですね。たとえば「多くの学生が免許状を取得することについては、これを通じて初等中等教育への関心を深めることができること、これら多数の免許状取得者の中から資質の優れたものを教員として採用することができること」という長所を挙げているわけですが、それと同時に、欠点といたしまして、「こうした多くの学生の中には、教職についての意識や態度、能力等に問題がありながら、一種の経歴ないし将来の必要に備えての資格として免許状を取得するものがあり、そのため免許状の社会的及び専門的評価を低下させているという意見も否定できない」ということも挙げて

いるわけですね、これは非常に鋭い指摘である、このように考えているわけですね。

この議論をもっと進めていきますと、現在の開放制の教員養成制度そのものの正否ということも問われるわけでございまして、実際に先ほど申し上げた小委員会の中では、現在の開放制よりもむしろかつての師範学校の制度の方がよかったのではないか、もちろん、その師範学校には教員になる者だけしか入れなかったわけですね、ですから、その教員になるという意欲といえますか心構えというものは、戦前の師範学校の方がむしろ強かったのではないか、こういう議論まで出されたわけですね。

大臣あるいは大学局長は一体どのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○田中(龍)國務大臣 大変貴重ないろいろの御質問でございますが、当該問題につきましては局長からお答えいたします。

○宮地政府委員 教員養成についていろいろ問題点が指摘されておりますことは、私どもも十分承知をいたしておるところでございます。

教員養成につきましていま御指摘の、いわゆる開放制の教員養成のあり方そのものについても検討すべきではないかということでございますが、私どもとしては、戦後の教員養成の基本原則として、一貫して開放制ということをやってまい

つたわけでございまして、御指摘の問題点は十分意識をいたしておりますが、具体的なその改善につきましては、それぞれ教員養成大学学部の、たとえば教育実習等につきましても、最低の基準よりも上回った教育実習をやるということで、目的養成の大学学部におきましては、教員養成の質を高めるためのいろいろ努力をいたしておるわけでございします。

問題は、一般大学におきまして、特に中学校、高等学校の教科の免許状を取る実際の学生数が非常に多い、先ほど御指摘のような数字になるわけでございします。その一般大学の卒業生の教員になる者、ならない者、ならないで免許状を取る者が非常に多いではないかという御指摘でございますが、免許状そのものを取ることは自体について、私どもとしては、それを否定することはないのではないかと考えております。要は、本当に質の高い適格者に現実に先生になっていただくということが非常に大事でございまして、その点は、教員養成の面でも目的養成を十分強化するとともに、現実に教員になりました者の資質を高めるという点

がやはり大事ではないかと考えております。教育大学の大学院での現職教員の資質向上ということでも、こういう教育大学を御提案申し上げている点もまさにそこをねらっているわけでございまして、私どもとしては、御指摘の教員養成の問題点については、今後、十分取り組んでいかなければならぬ課題と考えておりますが、現状としては、現実の教員養成大学学部の教員養成に当たりまして、たとえば教育実習を重視するとかそういうことで対応しているのが現状でございます。

○船田委員 大臣からの御答弁がなかったのは大変残念でございますが、この問題をもっと突き詰めますと、いわゆる教員像というのですか、教師とは一体どういうものであるか、どうあるべきかというようなところまで発展する問題で、これから私どもも機会あるごとに大臣にもお尋ねをした

り、また、われわれとしても考えなければいけない大変重要な問題であると思っております。大体いまの

ことについてはそのくらいにしておきたいと思ひます。

次に、もう一つの新しい大学として鹿屋体育大学が、これから開学、そして学生受け入れということになるわけです。確かに国立大学の中には、たとえば筑波大学の体育学群というのではありませんか、そういった体育系の大学も幾つかあるわけですが、ところが、なぜ今回、鹿屋体育大学というところで新たに体育大学をつくらなければならなかったのか。そこには鹿屋体育大学が、これまでの体育大学と違って、何か新しい特色というものを持っているのじゃないか、そのように推測ができるわけですが、このことについては一体どうなっているのでしょうか。

○宮地政府委員 鹿屋の体育大学についての特色は何かというお尋ねでございましたので、まず、それについて私からお答え申し上げます。

御提案申し上げております鹿屋体育大学は、ねらいといたしましては、社会体育の分野に主眼を置いて教育研究を行うものというところでは、国立としては初めての体育系の単科大学でございます。

具体的には、教育内容や運営の仕組み等につきましても工夫、改善を図っているわけでございますが、目的、性格といえますかは、ただいまも言いましたような社会体育の分野に主眼を置きまして、学校体育に必ずしもとられないで、体育・スポーツ、レクリエーションの分野におきます実践的な指導者の養成を図ることとしてしております。

教育内容面では健康教育の領域を重視するというようなことで、これから高齢化社会にも向かっていくわけでございますが、年齢、健康状態、職業等に応じました運動処方と申しますか、そういう指導能力の涵養を図るというようなことを考えております。また、社会体育に関しましては、地域社会体育あるいは職場体育、野外体育といえますか、そういう分野の授業科目を開設して履修させるというように考えております。三番目

に、体育実技につきましては、専攻する運動科目について高度の技能を身につけさせるということと、できるだけ多くの種目について基礎を修得させるというようなところを教育内容としては考えております。

さらに、大学全体の開放という面でも積極的に取り組みということで、社会体育指導者等を受け入れまして再教育を計画的に実施いたしますとか、あるいは一般市民を対象としたスポーツ教室などの公開講座を実施するというところも考えております。

さらに、国際交流と申しますか、留学生を積極的に受け入れまして、諸外国のそういう体育・スポーツ、レクリエーションの分野の人材養成にも協力をするというようなことを考えております。また、国内の大学はもとより、広く諸外国の大学とのスポーツ交流も促進するというようなところに主眼を置いた特色を生かした体育大学として考えているところでございます。

○船田委員 それから、ちよつと細かいことで恐縮ですが、鹿屋体育大学の開学が昭和五十六年度、学生受け入れが五十九年度からになるわけですね。それから先ほどの鳴門教育大学も同じように開学が昭和五十六年度、学生受け入れが五十九年度。ちよつと開学の時期と学生受け入れの時期、この期間がちよつと長過ぎるような気がするわけなんです。せつかくいまお話を伺ったように、大変おもしろい構想の大学なものですから、できるだけ早く学生受け入れをしてもらいたいと思っておりますが、何でもこんなに長い期間、間があいているのかということはどうでしょうか。

○宮地政府委員 お尋ねは、開学から学生受け入れまでの期間が大変長いではないかという御指摘でございます。大学設置をこの五十六年十月にいたしましたして、学生受け入れは五十九年四月からというところで、二年半の期間を置いておるわけでございます。

一つには、現下の大変厳しい財政状況のもとにおいて、財政負担の集中を緩和するということも

ございますが、学生受け入れに必要な施設、設備の整備でございますとかあるいは新しい体育大学にふさわしい教育研究計画をつくるにいたしまして、慎重な取り組みが必要であるということ、さらに教官スタッフを確保するというようなことなど、準備業務に万全を期するという趣旨でございます。

なお、同様の趣旨から学生受け入れまでの期間を二年半といたしました例といたしましては、上越教育大学の場合にも二年半の準備期間を置いて慎重な準備をいたした前例がございまして、私どもとしても、新構想の大学として充実した内容を持つために慎重な準備期間を考へてこの二年半というものを考へたわけでございます。

○船田委員 いまの御説明のように、私もそれは理解できます。ですから、何とか万全を尽くして学生受け入れを間違ひなくやつてもらいたい、このように考へております。

それから、先ほどの御説明で鹿屋体育大学が、いわゆる学校体育というこれまでの養成のあり方ではなくて、むしろ社会体育というのでしょいか、たとえば体育館あるいは運動場、そういったものの管理者をつくらたり、実際に実践的な地域のスポーツの指導者を養成するというようなことをおっしゃいましたけれども、これは最近、国民の間で非常に高まっているスポーツ・体育に対する情熱というものにこたえる非常に時宜を得た一つの試みである、どんな卒業生が出てもらいたいのだというふうに考へております。

特に昨年は、私の地元、栃木県におきまして、第三十五回国民体育大会、栃の國体が行われました。文部大臣初め文教関係者の皆様には大変お世話になりました。それで、皆様の御協力を得て大変大きな成果をおさめることができたわけですね。国体の後においても、地元では、その国体があつたということで大変スポーツ熱というのが高まらない、むしろこれからますます高まっていこうというふうな状況になっております。栃木県としてもあるいはまた県内の市町村でも、そういう

たせつかく県民の間に広まったスポーツ・体育熱というものを冷まさないようにいろいろな方策を講じているわけなんです。ただ、いろいろな問題を聞いてみますと、たとえば体育施設というものが非常に少ない、順番待ちでいつまでたつてもその場所が借りられないということもありますし、また審判員とかあるいはそのスポーツの指導者、こういったものがなかなか見つからない。ですから、ママさんバレーをやるとかソフトボール、早起き野球、いろいろありますけれども、それがなかなかうまく運営されていらないというような面があるわけなんです。

このような地域スポーツの振興ということを含めまして、これから一体文部省としてはどういうようなスポーツ・体育の振興方策をとっていくのか、概略についてお話を伺いたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣 ただいま御指導のスポーツ振興、体育の重要性でございますが、御案内のとおり最近、体育の問題が非常に重要視されるに至りまして、本日に國を挙げて取り組んでおります姿勢というものは、御指摘のようにわれわれといたしましては非常にうれしい次第でございます。

しかし御指摘のように、このためのいろいろなスポーツの施設あるいはまた指導者の養成でありますとか学校体育施設の開放事業の推進といったようなこととか、さらにまた各地にできておりますスポーツクラブ等の育成や、いろいろな面において多彩なスポーツに対処するニーズというものが高まっております。

また、それだけではなく、今回の問題になっております名古屋のオリンピックの問題とかアジヤの大会とか、こういうふうな国際競技におきかす日本の選手の活躍というものも非常に期待されるのでございますが、こういう声にこたえまして、国際競技力の向上あるいはまた施設の整備、そういうふうなものからさらに体育全体に対処するいろいろな基礎研究あるいは研究体制の整備と

いったような科学的な体育の研究というものも進んでまいっております。われわれは、こういう問題にこたえまして、いまや本間に国を挙げて大いに推進したいものだ、私はかように存じております。

なおまた、先ほどお話のございました教員道と申しますか、教員というものが職というよりもむしろ道という名のつくような、非常に精神的な要素にこたえてりつばな教職にあることをおっしゃいました。私は、本間にこれに對しましては感激をいたす次第でございます。

○船田委員 どうもありがとうございます。

次に、学部の新設と改組ということも改正案の中にあるわけですが、一つは千葉大学、現在まで人文学部があつたわけですが、それを改組して文学部と法経学部にする、しかもその定員が、人文学部のときは三百二十人であつたわけですが、これが文学部と法経学部二つになりますと合せて定員が五百人というふうになるわけですね。

それからまた、香川大学には新たに法学部を設置するというところでありますけれども、それぞれどんな理由でその改組あるいは新設をしなければいけないのかということについてお尋ねしたいと思ひます。

○宮地政府委員 学部の改組、新設の考え方についてのお尋ねでございますが、国立大学の整備充実全般につきましては、各大学の教育研究を充実いたしまして、それぞれ特色ある発展を図るというのが基本でございます。

そこで、高等教育の計画的整備という観点から、地域的な均衡でございますとか地域間格差とかあるいは専門分野構成というふうなものも考えながら、最初に大臣からもお答え申し上げましたように、特に地方における国立大学の整備に重点を置いてきておるわけでございます。

御提案申し上げております千葉大学人文学部の改組でございますが、これはやはり人文社会系分野の整備につきまして大変社会的要請が強いとい

うことでございまして、人文系の学部の整備ということについては、ほかの大学からいろいろ要望は伺つておるわけでございますが、この千葉大学の場合につきましては、すでに五十三年度から具体的な調査を進めてまいつてきておりまして、そういう準備体制が十分整つたところから取り上げていくわけでございます。香川大学の場合も同様でございます。香川大学の法学部の新設についても、すでに五十三年度から調査を進めてきておつたものでございます。千葉大学の場合には、特に南関東地域におきます今後の学生の急増というふうなことも考えまして、拡充、改組を行うというようにいたしたわけでございます。

なお、高等教育の計画的整備ということで国立大学の整備充実についても図つておるわけでございますが、全体的な計画で申し上げますと、それぞれ国立大学の整備につきましては、高等教育の計画的整備でははば年間二千人を超えない程度と申しますか、そのぐらいの学生増と申すような計画で年次計画をもつて取り組んでおるわけでございます。その中で特に地方における人文系の開設の要望が大変強いわけでございますが、ただ、人文系の場合には教員の確保というふうなことなどが基本的には非常に重要な点になるわけでございます。それぞれ各大学の計画の進みぐあい、その計画の熟し方といひますか、十分練られたものについて順次取り上げていくという対応をいたしておるところでございます。

○船田委員 それと、今回の改正案の中では、大学や学部の新設、改組とともに、附則第三項に昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等の定員措置の改定、これをさらに改定しまして、一万二千七百二十三人から一万四千八百四十一人、これから二千八百十八人さらに増加をするということになっておると思ひますが、その内訳は一体どのような人数でしょうか。

○宮地政府委員 お尋ねの定員措置の改定についての今回の二千八百十八人の定員増の内訳はどうかというお尋ねでございますが、国立学校の定員需

要につきましては、まず先ほど申しました学生の増員に伴います学年進行ということで順次教員を整備していくわけでございますが、そういう学年進行に伴います増がございまして、それから二番目に、新設の医科大学の付属病院の年次計画に伴いますそういう要素が非常に多いわけ、いわば義務的な所要定員といひますか、そういうようなものが大変多いわけでございます。特に五十六年度は付属病院の開設、これが三病院開設するというようなことで大変定員がきつというふうなことになるわけでございます。そういう要素を踏まえまして、昨年度の定員増よりも本年の定員増が相当上回つておるわけでございます。

具体的に附則第三項で措置をされました定員でございますが、対象大学といたしましては、御提案を申しております鳴門教育大学、鹿屋体育大学を加えまして全体で先ほどの二千八百十八名でございますが、先ほどもちよつと申しました新設医科大学の整備関係では、特に高知医科大学、佐賀医科大学、大分医科大学の三大学の付属病院の創設関係で、これは一病院で二百八十一人ということでございます。三病院で合計八百四十三人となっております。病院関係の整備は、ほかに既設の医科大学の新設病院についても年次計画で整備を進めてきております。ただいま申しました八百四十三人を含めまして千六百四十四人がそういう整備関係でございます。そのほか筑波大学の整備でございます。そのほか長岡技術科学大学など新大学の整備関係で四百七十四人ということになっておるわけでございます。

○船田委員 いまの御答弁によりますと、大体二千八百十八人の増の中は医科大学の特に付属病院をつくることで大変な数が必要であるということとだつたわけですね。確かにこのことにつきましては、昭和四十八年度以降、たとえばわが自由民主党の中の文教部会ではいろいろなチームをつくつて、無医大県、医科大学のない県を解消しようというふうな提案もありましたし、それから経済企

画庁の経済審議会の答申、いわゆる経済社会基本計画、こういうことによつて無医大県を解消しようというふうな動きが出てきたわけですね。これによつて文部省では年次ごとに無医大県を解消してきたわけ、これは言うなれば、みずから来た種のような気がするわけですね。もちろん、それはそれなりに地域の医療あるいは医師不足というものを解消することには大変な力になったということでございます。たとえば、医師の数も人口十万人に対して、昭和五十五年度が大体百四十人、それが昭和六十年度推計で大体百五十七人になる。所期の目的の百六十人ということにはほぼ近づいて、大体その目的が達成されようというふうになっているわけですね。

それからまた、もう一つ、現職の教員に研修の機会を与えるという先ほどの新しい構想の教育大学も、上越、兵庫、そして今度鳴門と三つできるわけでございます。その効果を心から期待することには変わりございません。しかし同時に、この一万四千八百四十一名という定員が、昭和四十四年度の行政機関の職員に定員に関する法律、すなわち国家公務員の総定員法一条定員というもので、それが毎年毎年二千人近い増加を見ている、こういう状況になっておるわけですね。これはもちろん行政改革をこれから推進していこう、そういうスタンスから見ると、まさに目の上のたんこぶのような状況になっておる。

ちなみに昭和五十六年度中に一体どれだけ国家公務員を減らすとしておるのか、これは御承知のように、第五次定員削減計画の第二年度に当たるわけですが、数字を申し上げますと、一般非現業が五十六年度末までに千八百八人減る、それから五現業の方では千八百十一人減らそうとしておる、ところが、国立学校設置法で認められた枠外の定員というものが逆に二千八百十八人ふえるわけでございます。そうすると差し引きマイナス百一人、たつた百一人しか減らない、こういう状況になりまして、定員削減の計画をはかの部門で一生懸命や

ていながら、しかも国立学校設置法定員の増加でそれを帳消しにしてしまうという状況になつてきていると思ひますが、この点についてはどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○田中(龍)國務大臣 実には、昨日も閣議におきまして、行政官庁長官の方から行革の問題について非常に厳しい御発言がありました。われわれといたしましては、行政改革の問題というものは、いかに重大な問題であるかということも十二分に認識いたしております。他方また、総定員法の枠外に置きまして特別立法によつて御指摘のような無医大の解消といったような重大使命を帯びた定員の需要が出ております。これをどう調整いたすかということは、御指摘のとおりに大変むずかしい問題でございますが、しかし、われわれといたしましては、国の使命とするところのこの定員の獲得につきましては、今後中央とも十二分に交渉いたし、話し合いのもとに解決してまいりたい、かように考えております。

○船田委員 先ほど大臣がおっしゃいましたように、先日の十六日です。月曜日に第二次臨時行政調査会が初会合を開いたわけです。これから公務員の定員削減ということについても、かなり具体的な、しかも思い切つた提案というのがなされる、こういう予想をしていらっしゃるわけです。

この国立学校設置法の定員、要するに総定員法の枠外にある定員ということについては、私も、それを全部なくせというような極端を吐いてはいるわけではございませんで、これは医科大学あるいは教育大学、これからまた新しくどうしても社会的な要請でつくらなければならぬ大学が幾つかあるわけですから、目の上のたんこぶと言われたいような、その批判をかわせるような理由というものをちゃんとつけて、そして各方面に理解を徹底させていたいただきたい、このように考えているわけでございます。

次に、今度は大学院の改革ということについて二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

どんな改革していこう、こういった動きがありまして、そして新しい大学院のあり方ということについて調査研究が進められているというのを伺つていてわけですが、たとえば幅広い分野にわたる協力、連携のもとに大学院独自の立場から教育、研究を進めていこう、そのために既存の学部、学科の上に、つまり縦割りで機械的に大学院を置いていく、たとえば経済学部であれば、その上に機械的に経済学研究所の修士課程、博士課程を置く、こういうようなことじゃなくて、横断的に複数の学部あるいはまた複数の学科を土台として総合研究科とか独立研究科というものをつくろうという話がある。私の耳にも入つてきております。このような大学の動きに対応いたしまして、昭和五十一年には学校教育法六十八条の二が加えられまして、教育研究上特別の必要がある場合においては学部を置くことなく大学院を置くものとすることができるよう、いわゆる大学院大学とか独立大学院、こういうことが法的に可能になったわけです。それから、大学院設置基準第四条に第五項があるわけですが、これにおいても、教育研究上必要がある場合においては後期三年の課程のみの博士課程を置くことができるということ、新しい大学院の構想を実現するための法的な受け皿があるわけですから、法的な整備というものができていくわけですね。

そこで、それができました後、これから具体的に一体どういうふうな大学院をつくっていくのか、ということである。いろいろな研究があると思ひますが、これがどの程度実現されているのか、あるいはこれから実現しようとしているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣 すでに先生におかれましては大変詳細にお調べになつていただいた上の御質問でございますが、大学院の改善充実を図るに当たりますと、最近における特に学術研究の進歩であるとか社会の発展に適切かつ柔軟に対応できるような考え方で進んでまいっているつもりでございます。

大学院の問題は、御案内のとおり大学設置審議会の答申を受けまして大学院制度の改善を進めるとともに、制度の改善を踏まえながら、学際領域等の研究進歩の問題について専任教員、専用施設による独立研究科といったような八大学十五研究科でございますが、等の設置をしてきております。

現在、農水産系の連合大学院を初めとして、そして各方面においては、新しい構想の大学院についての検討が進められておるところでございますが、文部省としては、五十三年の八月に大学院問題懇談会で「大学院の改善・充実について」の報告をいただいております。この報告の内容を十分に参考にいたしまして、特に博士課程についてのオーバードクターの問題など留意いたしながら、教育研究の目的、内容についてのすぐれた意義を持ったこの調査につきましていろいろと今後検討を加えてまいりたい、かように考えております。

○船田委員 いろいろな動きがございまして、それで文部省がなかなか本腰を入れてくれないというふうな批判も一部にはあると聞いております。ですから、文部省側でも十分に本腰を入れてくれれば、そういった構想がいっぱいありますけれども、それがこれからどんどん実現していくのじゃないかということ、心から期待をしているわけですね。

それらの動きの中で、先ほど大臣がお話になつた中で連合大学院の構想ということがございまして、それについて若干申し上げたいと思ひます。

この連合大学院の構想というのは、これは一つの大学の学部や学科の壁を取り払うだけではなくて、もっと思い切つた施策がその中に含まれていて、つまり一つの大学だけじゃなくて大学と大学の壁を取り払つて、それで大学院というのを横並びに連合させていこう、これがいわゆる連合大学院の構想であると思ひます。一言で言うならば、これは現在、全国の農水産系の国立大学、

しかも博士課程を持っていない修士課程までの国立の農水産系大学というものが中心になつてやろうとしている。それで大変おもしろい構想であるわけなんですけれども、ただちょっと誤解されているかなと思ひますのは、新しい連合大学院をつくるのだということ、大きな器を別につくつてしまつて、そしてそこに学生を一カ所に集めて別な大学院でやるのだというふうな考え方があつたわけですが、これは決してそうではない。この連合大学院というものは、各大学の有能な教員あるいは研究者というものをまず最初に登録をさせます。そしてそれぞれの大学院において修士課程を終了してそれから先もつと自分のために研究をしたい、こういう学生が何人かいるとしたら、その学生は、その連合大学院に登録されている教官のリストを見まして、自分に一番合った教官は一体どこにいるだろうかということ、調べるわけですね。そしてある大学にいる先生のところに行きたいという場合には、連合大学院に出願をして、籍はやはり自分の大学にあるけれども、ほかの大学の先生のところに派遣されるということです。そこに行くわけですね。つまり入学許可後は自分が選んだ教官のもとで、また、それに関連する複数の教官の指導を得て研究を行うというシステムであつて、もちろん連合大学院で新しく教官を雇おうとしたら、あるいは教室を新しくつくるといふことと違って、私は人材銀行みたいな考え方がないか、このように考えているわけ、極端に言えば事務局だけあれば済む連合大学院の構想である、このように私は理解をしております。

この大学院の構想も、目的とするところは、現在専門化され過ぎている大学院にある程度総合性というものを持たせようとしている。確かに、いまの大学院の学生というものは、自分の幅の狭い研究領域で終つてしまふ。特に農学系の学問の場合には、もちろん応用化学というところで、やはり総合性というものが非常に必要である、それが現在余りに専門化され過ぎているために、非常に本質が薄れてしまつていふ。また学生は自分

立の農水産系大学というものが中心になつてやろうとしている。それで大変おもしろい構想であるわけなんですけれども、ただちょっと誤解されているかなと思ひますのは、新しい連合大学院をつくるのだということ、大きな器を別につくつてしまつて、そしてそこに学生を一カ所に集めて別な大学院でやるのだというふうな考え方があつたわけですが、これは決してそうではない。この連合大学院というものは、各大学の有能な教員あるいは研究者というものをまず最初に登録をさせます。そしてそれぞれの大学院において修士課程を終了してそれから先もつと自分のために研究をしたい、こういう学生が何人かいるとしたら、その学生は、その連合大学院に登録されている教官のリストを見まして、自分に一番合った教官は一体どこにいるだろうかということ、調べるわけですね。そしてある大学にいる先生のところに行きたいという場合には、連合大学院に出願をして、籍はやはり自分の大学にあるけれども、ほかの大学の先生のところに派遣されるということです。そこに行くわけですね。つまり入学許可後は自分が選んだ教官のもとで、また、それに関連する複数の教官の指導を得て研究を行うというシステムであつて、もちろん連合大学院で新しく教官を雇おうとしたら、あるいは教室を新しくつくるといふことと違って、私は人材銀行みたいな考え方がないか、このように考えているわけ、極端に言えば事務局だけあれば済む連合大学院の構想である、このように私は理解をしております。

なにお今後、引き続き関係者によります十分な調

す。

ちょうどこの十四日にも、生涯教育のあり方について諮問されております中教審で総会が持たれました。文部大臣に対して答申をするその原案となる「生涯教育に関する小委員会報告」が了承されたことは御承知のとおりであると思います。

その中で生涯教育を進める具体案としまして、人間の一生を「成人するまでの教育」、「成人期の教育」、「高齢期の教育」、大体三つの枠に分けて

ふうな問題も出ております。

そういうことで生涯教育というものが、ただ単に社会教育としての生涯教育という面ではなく、さらに開かれた大学としてのより深い意味におきます生涯教育というものが貴重なものとなると存じます。

なお、これにつきましてさらに具体的な問題については政府委員からお答えいたします。

○宮地政府委員　中教審の答申においても、大学

あろうかと思っております。

御提案申し上げております教育大学の原動力教育を積極的に考えるということも、もちろんその一つでございますが、大学院の修士課程へ社会人受け入れを具体的に行的ておりますところで申し上げますと、たとえば筑波大学でございますとかあるいは埼玉大学の政策科学研究科におきましても社会人を積極的に受け入れている、そのほか慶応義塾大学で経営管理というような研究科でも有

職者が全体の中で相当の割合になっているという
ようなものもござります。そのような大学の正規
の課程を、特に社会人の再教育といいますが、そ
ういう面で積極的に開放していくということも非
常に大事なことだと思っております。そういう
施策を進めるためのいろいろな行政としてできま
すことを、これからも積極的に取り組んでまいり
たい、かように考えております。

○船田委員 ひとつよろしくお願いしたいとい
います。

大分話がわき道にそれましたが、もう一度改正
案に戻りまして、今回の改正案の中には、国立大
学の共同利用機関の改編ということも含まれてお
ります。一つは、東京大学付属の宇宙航空研究
所、これを発展的に解消いたしました宇宙科学研
究所という共同利用機関にする、それから分子科
学研究所と生物科学総合研究機構を統合して岡崎
国立共同研究機構とする、それから国立の歴史民
俗博物館、いわゆる歴史博をつくるというようなこ
とが挙げられております。

その中で一つ、以前から東大宇宙航空研究所と
宇宙開発事業団、この二つの機関の関係というの
がしばしば問題になってきている。宇宙航空研究
所が宇宙科学研究所というふうに変わっても、こ
の議論というのは決してやまないと、これはもちろ
す。一体どこが問題かというと、これはもちろん
所轄庁が違うということもありますが、たとえば
ロケットを打ち上げるといふことには全く変わり
がないのに、宇宙科学研究所では、これまでの宇
宙航空研究所でありますけれども、固体燃料を使
っている、それから宇宙開発事業団では液体燃料
を使うというように、どうも素人目から見ると、
別々の研究技術でやっていると互いに張り合
ってしまっている。むしろこれを互いに技術交流
をすれば、たとえばこの前宇宙開発事業団で「あ
やめ二号」というのが打ち上げに失敗しました、
そういうこともなく、もっと効率よく衛星が打ち
上げられるのじゃないかというふうに思うことが
あります。

そこで、両者の技術交流とかあるいは人材交
流、これは果たして行っているのだろうか、それ
からまた将来の課題として、この二つの機構とい
うものを何らかの形で統合するか、あるいは一つ
の機関でコントロールする、こういうことまで考
えていないだろうかということについてお尋ねを
いたします。

○松浦(委)政府委員 お答えいたします。

最初に、今度新設を予定いたしております宇宙
科学研究所の関係の沿革についてちよつと申し上げ
たいのでございますが、わが国における宇宙の
研究開発は、昭和三十三年の国際地球観測年にお
ける観測事業の一環として東京大学で開始されま
した。その後、昭和三十九年度に全国の共同利用
の研究所としまして東京大学に宇宙航空研究所が
設置されました。同研究所を中心に、広く大学の
研究者により宇宙空間や地球周辺の諸現象の科学
的解明を目的としまして観測ロケット、気球、科
学衛星等の観測手段を著実に自主開発いたしまし
て、エックス線天文学等の宇宙科学の分野におい
ても、また各種の宇宙工学の分野においても国際
的に高く評価される実績を上げています。

先般も新聞で報道されましたように、二月二十
一日に第七号科学衛星「アストロA」というのを
打ち上げました。これは純粋な太陽フレア等の観
測をいたします科学衛星でございますが、計画予
定軌道に対して地球一周の時間が約五十一秒
だけの差というふうな、非常に精度の高い結果を
示しております。

その後、ただいまお尋ねのございましたよう
な、わが国としましては実用目的による宇宙開発
を行うという必要が生じまして、昭和四十四年度
に宇宙開発事業団が設置されました。この宇宙開
発事業団は、法律によりまして人工衛星の打ち上
げ、そのためのロケットの開発等を行っております
ところでございますが、先ほど申し上げましたよう
に、今度新設転換を予定しております宇宙科学
研究所は、科学研究を目的のものでございます。

それで両者の計画につきましては、ちよつと先生
調整機関のことに触れましたが、総理府に置
かれております宇宙開発委員会というところで両
方の計画を調整しながら進めておるところでござ
いまして、現在もその調整済みの計画によってや
っております次第でございます。

ただ、御指摘のようにどちらにもロケット、人工
衛星の打ち上げ等の問題がございまして、両者に
つきましても言われておるところはあろうかと思
います。実際にはそういう調整のもとにかなり
連絡をとりながらやっておりますのでございます。
御存じのように、事業団で打ち上げましたロケッ
トや衛星につきましても、東大のいままでの宇宙
航空研究所が自主技術によって積み重ねてきまし
た衛星及びその打ち上げ用ロケットの宇宙工学の
研究成果がいろいろな面に生かされておるわけで
ございます。

それから、また今後の問題としまして、事業団
が開発を予定いたしております液体酸素、液体水
素によるロケットエンジンの研究の問題がござい
ますが、これにつきましても、重要部分を今後と
も宇宙科学研究所において分担して開発を進めて
いくというふうになっております。

また、事業団の技術委員会には研究所の教官十
七名が参加することによるというふうな専門的立
場からの協力もいたしております。また研究所で
は、これは大学の共同利用機関の共通の問題でござ
います。大学、大学院学生等の教育も分担いたして
おります。そこで養成されました人材がそいう
う事業団等において活躍する、そいう高度の技
術者の養成という面でも貢献をいたしておるわけ
でございます。

そういうことで、いろいろな面で共同いたして
おるのでございますが、私どもの感じとしまして
は、宇宙科学、そいう高度の科学の分野につき
ましては、やはり大学の先生方が中心になりまし
てその使命を果たしていくということが、国家経
済の見地から言っても非常に能率的じゃないかと
いうような感じを持っております。

そういうことで、将来は御指摘のようなそれぞ
れの機関の共同の問題についてもいろいろ議論が
出るかとも思うのでございますが、私どもは、そ
ういう基本線を維持しながら、学問研究の自由と
いうことも念頭に置きながら、その辺につきまし
ては対処してまいりたいと考えておる次第でござ
います。

○船田委員 いまの御答弁で、お互いの役割分
担、それから人材の交流がなされているというこ
とについてはよくわかりました。ただ、たとえば
NASA—アメリカ航空宇宙局、ここでは日本
の宇宙科学研究所に当たる宇宙科学部という基礎
部門が一つある。それからもう一つ、宇宙開発事
業団に当たる宇宙地球応用部というのでしょ
うか、こいう応用部門があるわけです。その二つ
の部門はあるけれども、しかし、もともととは同じ
NASAの中に存在をしている。だからこそ有機
的に結びついていっている、それだからこそ二つが
非常に効率的に運営されているのじゃないか、こ
ういふふうに理解をしているわけです。

いまや実用衛星というものが一つ上があれば、国民
の生活に及ぼす影響あるいは効果といふものは非
常に大きなものとなってきている。たとえば「ひ
まわり」が打ち上げられて、それで家庭にいな
がテレビをつけられれば天気予報のときに雲の分布が
一目でわかってくる、こいうふうなことがあ
るわけです。そいう意味でも、なるべく両者の
連携プレーといふものをうまくやって、そして国
産の技術でどんどん衛星が打ち上げられるように
何とか関係方面に協力を依頼してもらいたい、こ
のように考えております。

話は少し変わりますけれども、現在幾つかの大
学の付置研究所で例の遺伝子組みかえ実験が行わ
れていると思ひます。どこで行われているかとい
うことは、文部省でももう把握していると思ひ
ます。しかも、この研究、実験といふのは、かな
り激しいガイドライン、厳しいガイドラインとい
うものによつて規制、コントロールをされてい
る。日本での遺伝子組みかえ実験のガイドライン

というのは、一九七九年でしよかに決まっ
たが、これは一九七六年にアメリカの国立衛生研究
所、NIHというところのガイドラインに従った
ものである。このお手本もかなり激しかった、厳
しかったわけですから、日本におけるこのガイド
ラインも非常に厳しいものになっている。NIH
で非常に激しく、厳しくしていたのは、この組み
かえ実験ということによって新しく生まれる微生
物が一体どういう危険性を持つのか、その当時の
技術でははかり知れない、こういう発想があった
からだといわれています。

ところが、これまでの各国での研究によつて、
その遺伝情報が働く仕組みというのは、当面の予
想と違ひまして、生物の種類によつて特有なこと
がわかった。ですから、新しい微生物ができて
それほど危険ではない、こういう状態がわかって
きたわけ、アメリカやヨーロッパでは規制を緩
和しよう、こういう動きがあつて実際に緩和され
てまいりました。ところが、日本だけはまた置い
てきばり食らった形で緩和してないために、
世界でも一番厳しいガイドラインとして現在残っ
ているわけです。

そこで、日本でも研究者の自主組織である遺伝
子操作協議会というものがありまして、そこでや
つとガイドラインというものを見直し作業を昨年の
夏ぐらゐから進めてきた。そして今月七日の学術
審議会の組織えDNA部会というところに改正案
というものを提案したということが報道されまし
た。

その改正案の内容、多分そのガイドラインをある
程度緩和するという方向に行つてゐると思いま
すが、その改正案の主な内容と、それから学術審
議会では、一体これからどういう対応をしていく
のか、そのことについてお聞かせ願ひたいと思
います。

○松浦(衆)政府委員 ただいま先生の御指摘のと
おり、遺伝子操作協議会、代表者は内田久雄とい
う先生でございますが、そこからそのような要望
書が出てまいりまして、学術審議会の部会で検討

を始めたところでございます。

この研究者が現在百数十名おられるのでござ
います、主な状況を申し上げますと、日本ではた
とえば霊長類の遺伝子を認められております大腸
菌あるいは酵母菌というようにものに組みかえま
す場合に、物理的封じ込めといひますか、そういう
要素が四としますと、生物学的封じ込めが一とい
うことで合計五というように、現在考えられます
一番厳しい条件を必要としております。これがお
話のございましたアメリカの場合は、たとえば大
腸菌に組みかえます場合には物理的な基準が一、
それから大腸菌の種類によりまして要求される条
件が一、合計二というようにございまして、
五と二というように、数字が少ない方が緩いわけ
でございまして、そのような差が生じてございま
す。

それから、いまのアメリカの場合、霊長類の遺
伝子を組みかえます場合に、大腸菌とか酵母菌以
外のいわゆる宿主・ベクター系といふものでござ
います、基準条件が物理的に三、生物学的な要素
が一で四ということ、この場合にも日本よりは
一低いといふことでございます。

しかし、先ほど御指摘ございましたように、こ
の組みかえDNAの問題は、比較的新しい学問分
野でございまして、当初はその危険性が非常に強
調されておりました。わが国でアメリカの以前の
基準に準じまして新しく基準を制定します場合に
も、報道関係では相当その点が指摘されておつた
ようなことでございまして、しかし、その後、いま
お話ございましたように、アメリカの方では、最
近の研究によりまして漸次緩和をされてまいつてお
ります。しかし、特定の非常に問題の病原菌等を
使います場合とか宿主・ベクター系と言われてお
ります遺伝子を組み込まれるものにつきまして
は、やはり一定の条件がございまして、その範囲
でこれを許しておるといふようなことでございま
す。

それで、日本としましても、それが安全なもの
であればそういう検討が必要でございしますので、

先般御指摘のように学術審議会の部会を開催いた
しまして、そこにおきまして、内田先生も見えま
して協議会としての要望内容を御披露されたので
ございまして、議論としましては、外国でそうなつ
ているからといふことで単純にああそうですかと
いうことでこれを改正といふことは、ちよつと学
問的にもできないので、その辺についてのどのよ
うな実証があるか、こういう点をさらに追求しま
して、そのような科学的な実証のもとにその改変
を検討していこうといふことでございまして、
ただいまその辺が始まったばかりでございませ
う、ただ国際的な情勢でもございまして、でき
るだけ鋭意検討しまして、そのような方向に必要
な措置を講じていくことになろうかと思つていま
次第でございまして。

○船田委員 どうもありがとうございます。終
わります。
○三ツ林委員長 次回は、明後二十日午前十時理
事会、午前十時十五分委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。
午後二時四十三分散会

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)
の一部を次のように改正する。
目次中「第九条の五」を「第九条の六」に、「第九
条の六」を「第九条の七」に改める。

第三条第一項の表千葉大学の項中「人文学部」を「文学部」に改め、同表中「教育学部」を「教育学部」に改め、同表中「法文学部」を「法文学部」に改め、同表中

徳島県		徳島大学		徳島県	
教育学部	医学部	教育学部	医学部	教育学部	医学部
歯学部	歯学部	歯学部	歯学部	歯学部	歯学部
薬学部	薬学部	薬学部	薬学部	薬学部	薬学部
工学部	工学部	工学部	工学部	工学部	工学部

に改め、同表香川大学の項中「教育学部」を「教育学部」に改め、同表中

鹿兒島大学		鹿兒島県	
教育学部	医学部	教育学部	医学部
歯学部	歯学部	歯学部	歯学部
薬学部	薬学部	薬学部	薬学部
工学部	工学部	工学部	工学部

法文学部	教育学部	理学部	医学部	歯学部	工学部	農学部	水産学部
鹿兒島大学							
鹿兒島県							
法文学部	教育学部	理学部	医学部	歯学部	工学部	農学部	水産学部
本育大学							

に改める。

第三条の二第一項中「滋賀大学」を「滋賀医科大学」に、「徳島大学」を「徳島教育大学」に改める。

第三条の三の表大阪大学医療技術短期大学の項の次に次のように加える。

神戸大学医療技術短期大学部

兵庫県

神戸大学

第四条第二項の表東京大学の項中
削る。

宇宙航空研究所

宇宙科学、宇宙工学及び航空に関する学理及びその応用の総合研究

削る

第九条の二第一項の表分子科学研究所の項を次のように改める。

宇宙科学研究所

宇宙理学及び宇宙工学の学理及びその応用の研究

第九條の四を次のように改める。

第九條の四 国立大学における學術研究の發展及び資料の公開等一般公衆に対する教育活動の推進の次に次の一條を加える。

第九条の五 国立大学における学術研究の発展に

して、手本の歴史資料、考古資料及び民俗資料を収集し、保管し、及び公衆の観覧に供するとともに、歴史学、考古学及び民俗学に関する調査研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者でこの機関の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、国立歴史民俗博物館を置く。

資するための国立大学の共同利用の機関とし、次項の表に掲げる研究所を一体的に運営し、同表に掲げる研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者で当該研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、岡崎国立共同研究機構を置く。

2 第九条の二第二項の規定は、国立歴史民俗博物館について準用する。

2 岡崎国立共同研究機構に、次の表に掲げるとおり、研究所を置く。

昭和五十六年三月二十四日印刷

昭和五十六年三月二十五日発行

研究所の名称	目 的
分子科学研究所	分子の構造、機能等に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究
基礎生物学研究所	基礎生物学に関する総合研究
生理学研究所	生理学に関する総合研究

3 第九条の二第二項の規定は、岡崎国立共同研究機構について準用する。

附則第三項中「二万三千七百二十三人」を「一万四千八百四十一人」に、「徳島大学歯学部」を「徳島大学歯学部」に、「鹿兒島大学歯学部」を「鹿兒島大学教育大学」に、「鹿兒島大学歯学部」を「鹿屋体育大学」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表の改正規定の

うち鳴門教育大学及び鹿屋体育大学に係る部分並びに第三条の三の改正規定は同年十月一日か

ら、第三条の二第一項の改正規定のうち鳴門教
育大学に係る部分は昭和五十九年四月一日から

（千葉大学の人文学部の存続に関する経過措置）

2 千葉大学の文学部は、この法律による改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、昭和五

十六年三月三十一日に当該学部^{（一）}に在学する者が
当該学部^{（二）}に在学しなくなる日までの間、存続す

るものとする。

(昭和四十八年度以後に設置された国立大学等

3 昭和五十六年九月三十日までの間は、この法の職員に関する経過措置)

律による改正後の附則第三項中「徳島大学歯学
鳴門教育大学

「音」とあるのは、「徳島大学歯学部」と、一鹿屋体育

「二万四千八百四十一人」とあるのは「二万四千

八百二十七人」とする。
（鹿屋体育大学等の学生

鹿屋体育大学は昭和五十九年度から、鳴門教育大学の学校教育学部は昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

（教育公務員特例法の一部改正）
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

第二十二条中「第九条の四第二項に規定する」を「第九条の五第二項の表に掲げる」に改める。

理由

鳴門教育大学はか大学を新設し、千葉大学はか大学に三学部を、滋賀医科大学はか大学に大学院を設置し、神戸大学に医療技術短期大学部を併設するほか、東京大学の宇宙航空研究所を廢止し、宇宙科学研究所、国立歴史民俗博物館及び岡崎国立共同研究機構を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。